

北区・区バスの車内及び車外等への広告取扱いに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、新潟市北区・区バス運行業務委託仕様書に定める広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(要件)

第2条 掲載広告の種別及び内容は、区バスの公共性と品位を損なう恐れのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 政治及び宗教活動に関わると認められるもの
- (2) 公序良俗に反すると認められるもの
- (3) その他公益上不相当と北区長が認めるもの

3 掲載対象については、新潟市内若しくは隣接する市町村に本社又は支店、営業所等がある団体とする。

(広告設置箇所等)

第3条 広告設置箇所等は、次のとおりとする。

- (1) 企業PR型：車外・側面及び窓
- (2) 企業PR型：車外・後部
- (3) 企業PR型：車内・座席後部
- (4) 企業PR型：車内・広告入ポケットティッシュ
- (5) 地域貢献型：要相談

2 広告は車両1台に対して行うものとする。

(広告の規格、掲載料及び掲載期間)

第4条 広告の規格及び掲載料は別表のとおりとする。掲載期間は原則3ヵ月以上1ヵ月ごとに、掲載開始月の初日（運休日の場合はその翌日）から掲載終了月の末日（運休日の場合はその前日）までとする。

(広告の募集)

第5条 運行受託者は、広告掲載者を募集し、掲載希望者から広告申込書の提出を受けて掲載するものとする。掲載希望が重複した場合は先着順とする。

(掲載料徴収について)

第6条 掲載料の徴収は、運行受託者が毎月行い、毎月の区バス運行経費にかかる請求額より差し引くこととする。

(広告物)

第7条 運行受託者は、広告物設置前に掲載内容を北区・区バス主管課と協議すること。

(広告掲載者の責任)

第8条 広告掲載者は、掲載された広告物に関する一切の責任を負うものとする。ただし、市及び運行受託者の過失により生じた場合はこの限りでない。

2 広告の作成、掲載及び撤去作業は広告掲載者の責任において行い、その費用は広告掲載者の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 北区・区バス主管課長は、広告掲載後でも、掲載上支障が生じた場合は、広告掲載を取り消すことができる。この場合徴収した掲載料は掲載が終了した月の分を除き返還するものとする。

2 広告掲載者から掲載の取り消しの申出があった場合は、既に徴収した掲載料は返還しないものとする。

(協議)

第10条 この細則に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市及び運行受託者が協議の上、解決を図るものとする。

(委任)

第11条 各条項のほか、この細則実施について必要な事項は、北区・区バス主管課長が定めるものとする。

附 則

この細則は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年3月1日から施行する。

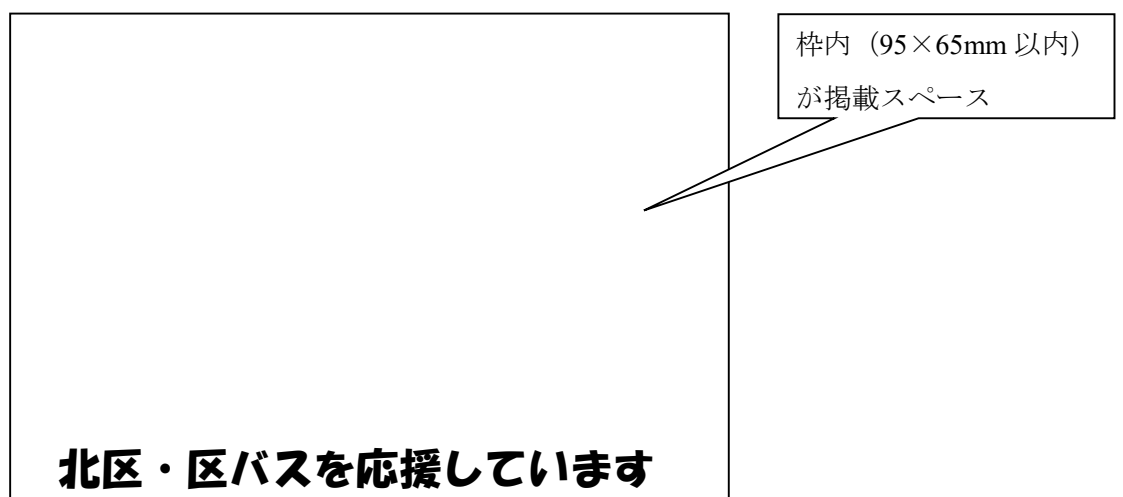
別表 広告掲載料金表

広告種類	広告設置箇所	掲載規格（横×縦）	掲載期間	料金※1
企業 PR 型	車外・側面窓 (5カ所)	800mm×300mm 以内 (運転席側 1,2,3/助手席側 1,2)	3ヵ月以上	2,000 円/月/枚
	車外・側面 (2カ所)	950mm×400mm 以内 (運転席側 4/助手席側 3)	3ヵ月以上	2,000 円/月/枚
	車外・後部窓 (上段)	820mm×320mm 以内	3ヵ月以上	4,000 円/月
	車外・後部 (中段)	500mm×150mm 以内 (2カ所で一式)	3ヵ月以上	4,000 円/月 (一式)
	車内・座席後部	200mm×120mm 以内 (6カ所で一式)	3ヵ月以上	3,000 円/月 (一式)
	車内・広告入 ポケット ティッシュ	95mm×65mm 以内 (500個作製※2)	車内に設置・配布 し、なくなり次第 終了(最長3ヵ月)	5,000 円 (一式)
地域 貢献型	要相談	要相談	要相談	要相談

※1 料金は掲載料のみで作製料は含まない。

※2 掲載する広告デザイン例

「北区・区バスを応援しています」の文言を表示すること(枠外でも可)。



北区・区バスの車内及び車外等への広告募集について

新潟市北区では、広告掲載を通じ、北区・区バスの継続運行を支援していただける広告主を募集しています。

1 掲載期間

掲載期間は、原則3カ月以上で1カ月単位とします。また、掲載開始日は当該月の1日（運休日の場合はその翌日）、また、掲載終了日は当該月の末日（運休日の場合はその前日）です。

2 広告掲載内容

広告の内容は、区バスの公共性と品位を損なう恐れのないものとし、掲載の可否を判断させていただきます。

3 募集対象者 新潟市内若しくは隣接する市町村に本社又は支店、営業所等がある団体

4 広告の掲載箇所と規格 別紙のとおり

5 料金 ※料金には広告作製料、ポケットティッシュ購入料を含んでいません。

広告種類	掲載箇所	料金
企業PR型	車外・側面及び窓（7カ所）	2,000円/月/枚
	車外・後部窓（上段）	4,000円/月/枚
	車外・後部（中段）	4,000円/月/枚（一式）
	車内・座席後部（6カ所）	3,000円/月（一式）
	車内・広告入ポケットティッシュ	5,000円
地域貢献型	要相談	要相談

6 申込み手続きから掲載までの流れ

(1)別紙申込書を、運行事業者（東港タクシー株式会社）へ提出（Fax可）

（概ね掲載開始から15日前まで）

(2)空き状況を確認後、広告内容（案）を提出していただきます。

(3)掲載可否を判断させていただいた後、広告物を作製し運行事業者へ納品。

（掲載開始から5日前まで）

(4)広告料を運行事業者へ支払い、入金を確認後、広告掲載開始します。

（掲載開始から5日前まで）

広告料の振込先

第四銀行 東港支店 当座預金 □座番号 0102014

□座名義人 東港タクシー株式会社

7 広告掲載における注意

広告掲載者は、掲載された広告物に関する一切の責任を負うものとします。ただし、運行事業者の過失により生じた場合はこの限りではありません。

8 問い合わせ 東港タクシー株式会社（025-255-2331）

北区役所地域総務課（025-387-1175）

別紙

広告の掲載箇所と規格

※掲載は運行車両 1 台です（追加車両などには掲載しません）

広告種類	掲載箇所	掲載規格（横×縦） ※概ねの目安です
企業 RR 型	車外・側面窓 （運転席側 1,2,3/助手席側 1,2）	800mm×300mm 以内
	車外・側面 （運転席側 4/助手席側 3）	950mm×400mm 以内
	車外・後部窓（上段）	820mm×320mm 以内
	車外・後部（中段）	500mm×150mm 以内（2カ所で一式）
	車内・座席後部	200mm×120mm 以内（6カ所で一式）
	車内・広告入ポケットティッシュ	95mm×65mm 以内 500 個単位 （3 月設置または配布次第終了）
地域貢献型	要相談	要相談

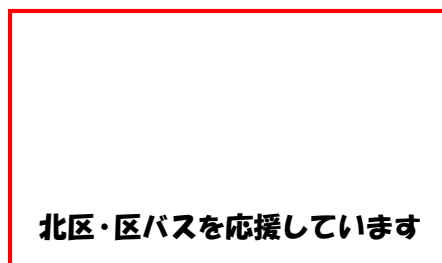


車体・側面

車体・後方



車内・座席後部（全6カ所）



〈 広告入ポケットティッシュ〉
 ※「北区・区バスを応援しています」
 の文言を表示すること(枠外でも可)。